

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

尼崎市

2 構造改革特別区域の名称

ものづくりのまち「あまがさき」再生特区

3 構造改革特別区域の範囲

尼崎市の一部

(工業再配置促進法第2条第1項に規定する移転促進地域)

* 北城内、南城内、東本町1～4丁目、築地北浜1～5丁目、築地本町1～5丁目、築地中通1～5丁目、築地南浜1～4丁目、築地丸島町、蓬川荘園、昭和通1～9丁目、昭和南通3～9丁目、神田北通1～9丁目、神田中通1～9丁目、神田南通1～6丁目、御園町、西御園町、建家町、開明町1～3丁目、寺町、東桜木町、西桜木町、汐町、玄番北之町、玄番南之町、西本町北通3～5丁目、西本町1～8丁目、中在家町1～4丁目、北竹谷町1～3丁目、宮内町1～3丁目、竹谷町1～3丁目、南竹谷町1～3丁目、西難波町1～6丁目、東難波町1～5丁目、北大物町、西大物町、大物町1～2丁目、東大物町1～2丁目、久々知西町1～2丁目、久々知1～3丁目、次屋1～4丁目、下坂部1～4丁目、名神町1～3丁目、潮江1～5丁目、浜1～3丁目、神崎町、高田町、額田町、弥生ヶ丘町、善法寺町、常光寺1～4丁目、今福1～2丁目、梶ヶ島、杭瀬北新町1～4丁目、杭瀬本町1～3丁目、杭瀬寺島1～2丁目、杭瀬南新町1～4丁目、長洲東通1～3丁目、長洲中通1～3丁目、長洲本通1～3丁目、長洲西通1～2丁目、西川1～2丁目、金楽寺町1～2丁目、西長洲町1～3丁目、扶桑町、浜田町1～5丁目、崇徳院1～3丁目、蓬川町、大庄川田町、菜切山町、琴浦町、水明町、大庄中通1～5丁目、道意町1～5丁目、道意町6丁目1～5、武庫川町1～4丁目、元浜町1丁目1～8、元浜町2～3丁目、元浜町4丁目1～7、元浜町5丁目1～7、稲葉荘1～4丁目、稲葉元町1～3丁目、大庄西町1～4丁目、大庄北1～5丁目、大島1～3丁目、西立花町1～5丁目、東七松町1～2丁目、七松町1～3丁目、南七松町1～2丁目、南塚口町1～8丁目、大西町1～3丁目、三反田町1～3丁目、尾浜町1～3丁目、立花町1～4丁目、水堂町1～4丁目、南武庫之荘

1～12丁目、上ノ島町1～3丁目、栗山町1～2丁目、東園田町8～9丁目、戸ノ内町1～6丁目、東塚口町1～2丁目、上坂部1～3丁目、若王寺1～3丁目、小中島1～3丁目、御園3丁目、口田中2丁目、瓦宮2丁目

4 構造改革特別区域の特性

尼崎市は、明治時代の近代的紡績工場の開業により、阪神間では最も早く、工業都市としての第一歩を踏み出し、重化学工業都市としての姿を整えていった。さらに、明治から大正、昭和の初めにかけて、道路、鉄道、港湾の整備が進み、南部の海岸一帯の埋立てにより臨海工業地帯の基礎を固めていくとともに、昭和に入り、鉄鋼業のめざましい発展を経て、当時わが国で最大の生産額を誇った阪神工業地帯の中核的地位を占めるようになった。

その後、戦災復興事業にいち早く取り組む一方、本市の課題であった地盤沈下の解消を図るため、工業用水道の整備に取り組み、さらに道路網の整備も進んだことから産業基盤が整い、全市にわたり人口が急増し、工業生産も急速に伸び、工業都市としてわが国の経済発展に寄与することとなった。

しかしながら、こうした急激な工業化が進行するにつれて、他方では環境汚染が進み、昭和40年以降には、特に市民生活に与える影響が深刻な問題となった。また、市域の約6割を工場等の新增設の制限区域とする「工場等制限法」や「工業再配置促進法」、「工場立地法」による立地規制や市外への工場の移転誘導が進む中、地価の上昇、住工混在などの様々な都市問題の顕在化や石油危機など今日に至るまでの経済情勢の変化により、工場の移転、閉鎖が増加するなど産業活動の停滞を招いた。

このような背景の中、本市の人口は昭和46年の約55万4千人を、また製造事業所数でも昭和58年の2,996件をピークに減少傾向をたどり、平成12年には人口が約46万6千人、事業所数にいたってはピーク時の3分の2まで落ち込んでいる。

尼崎市の事業所数、従業者数、製造品等出荷額等、人口の推移

年	事業所数	従業者数	製造品出荷額等総額	人口
昭和58年	2,996	69,462人	1兆7,723億円	516,354人
平成2年	2,814	64,540人	2兆1,077億円	500,848人
平成12年	2,108	44,608人	1兆5,893億円	466,380人

工業統計調査および尼崎市統計書より

これに対して本市では、「尼崎市住環境整備条例」や「尼崎市の環境をまもる条例」を制定し、環境問題に積極的に取り組み、環境保全や市民福祉など、常に市民生活を大切にする市政を展開した結果、生活を支える基盤は高い水準を達成しようとしている。

産業にあっては、従来の重化学工業を中心とした重厚長大型産業から、付加価値の高い都市型産業への転換を促進すべく、加工組立型業種を中心とした企業の立地を誘導する都市型工業団地の建設や、尼崎リサーチコア整備事業に取り組んできた。

こうした中、産業都市として発展してきた尼崎市では、事業所の流出はまちの活力喪失にも多大な影響を与え、ものづくりのまちとしての再生に向けた積極的な取り組みが重要な都市課題となっている。このため、本市ものづくり産業の特徴である、わが国を代表する大企業から、個性豊かな中堅・中小企業までの多種多様な事業所の集積、特に機械金属関連の加工技術である鋳造・鍛造・金型・表面処理などの製造業の基盤となる分野で、優れた技術を有する企業が高度に集積していることから、そうした基盤的技術と大学や研究機関の持つ最先端のシーズとレーザなどの先端機器を活用し、新技術・新製品開発を技術面や資金面から支援する技術開発支援事業に取り組んできた。

また、ベンチャー企業など新産業の創業支援にも積極的に取り組み、インキュベータの整備やベンチャー支援に係る助成制度の創設等を通じて、地域産業の活性化を目指している。

さらに、事業所等の新規立地や建替・増設などを促進するため、「尼崎市企業立地促進条例」を制定し、税制上の優遇措置を講じることにより、新規産業の立地誘導等にも積極的に取り組んでいる。

5 構造改革特別区域計画の意義

産業都市として発展してきた本市では、昭和 40 年代を中心とした急激な工業化のひずみにより住環境の悪化が顕在化し、これを抑制するために様々な規制や工場の移転促進策が講じられてきた。その結果、環境問題については一定の効果が得られたものの、工場が移転した跡地への住宅の進出が顕著となり、逆に住工混在による工場の操業環境の悪化や、企業の転出による都市活力の低下を招いてきた。

また、工場等の新規立地を規制してきた「工場等制限法」が平成 14 年 7 月に廃止されたことや、ものづくり技術の国外流出の抑制と国内製品の高付加価値化を目指す製造拠点の国内回帰といった社会経済情勢の変化、地域の独自性、強みを生かした地域経済の活性化による景気の回復を図る意味でも、本市ものづくり産業の集積メリットの活用が望まれている。

平成 10 年からは、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」に基づき兵庫県が策定した「基盤的技術産業集積活性化計画」の地域指定を受け、高速道路などの幹線道路を始め、鉄道、空港、港湾への優れた交通アクセスと、需要地である大都市圏に近接しているという恵まれた立地条件を背景に、本市産業の特徴である、大規模から中小規模まで多種多様な事業所が高密度に存在し、それぞれが地域内外の事業所と結びついて活動するという重層的かつ複合的な構造を活用した活性化支援策の必要性が示されている。

今回、本市が工業再配置促進法の移転促進地域から除外されることで、同地域に集積している高い技術力を有する企業の集積メリットを活かすことが出来るとともに、既存工場では、誘導地域への移転のメリットがなくなると同時に、逆に市域内で一定規模以上の設備投資を実施すれば、「尼崎市企業立地促進条例」に基づく税制上の優遇措置を受けることができる。

これらの高度技術の集積と企業間、研究機関のネットワークや大都市圏に位置するインフラ上のメリット等を活かし、既存工場の設備投資や企業の新規立地を促進することなどによる新たな雇用の創出を期待するものであり、本市の特性である市内の技術集積や人材の蓄積を活かした取り組みにより、地域経済の活性化や雇用の創出を通じた、まちの活力再生を目指していきたいと考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市ものづくり産業の集積メリットは、まず、第一に需要地である大都市圏に近接しているという立地上の優位性、第二にこれまでの産業発展の過程から得た技術集積と人材の蓄積、第三に各種のニーズ、シーズや新素材、新技術の開発動向などといった情報入手に関しての優位性であり、これらを背景とした地域内の連携、交流を促進することで、新技術・新製品の開発と新たな産業を創出する潜在力を有する点にある。

こうした点を踏まえて、本市では、平成 6 年 3 月に策定した「新たな尼崎産業の長期振興ビジョン」や平成 12 年 12 月に策定した「尼崎市第 2 次基本計画」に基づいた産業施策に取り組んでおり、今後重点的に取り組むべき地域経済活性化のための施策の方向性を掲げ、これに沿った産業振興施策に取り組んでいくこととしている。

特に本市の基幹産業であるものづくり産業については、次に挙げる項目について重点的に取り組み、地域産業の活性化の実現を目指している。

(1) ものづくり力の高度化

本市では、産業構造の都市型化を目指すリーディングプロジェクトとして、尼崎リサーチコア整備計画を策定し、企業を起こす起業家や、先端的な研究

開発や新事業に取り組む企業を支援する尼崎リサーチ・インキュベーションセンターを整備した。また、地域企業の新技術・新製品開発を支援する近畿高エネルギー加工技術研究所およびものづくり支援センターを整備、さらに産業人材の育成拠点として国際環境専門学校を誘致し、既存工業の高度化や高付加価値化、都市型産業の導入による産業構造の転換に取り組んできた。

そうした中、最近の景気動向については、緩やかな回復基調にあると言われ、特に製造業における設備投資の増加が顕著となっており、ものづくりのまちである本市においても、もともと優れた技術力を持った企業が高度に集積していることから、情報家電を始めとした先端産業に関連する分野を中心に設備投資が進んでいる。

本市では、地域企業が、今後、成長が期待される先端産業へ事業展開することを積極的に支援すべく、ものづくり支援センターを活用した技術力向上支援策に取り組んでおり、実際に、同センターがコーディネートし、地域企業と大学のシーズをマッチングした共同研究事業において、一定の成果を上げながら、今後、地域発の新技術・新製品の開発に向けた取り組みを進めている。主な取り組み例として、精密機器製造を営む市内中小企業からの相談を受け、大阪市立大学や他の研究機関などの技術協力を得るとともに、本市の技術開発助成制度を活用し、食品衛生検査装置を開発している。また、同センターに導入している先端レーザー機器を活用し、市内企業の基礎的技術と大阪大学からの技術支援、大手企業の持つ開発及びマーケティング力による次世代超小型タッチパネルの製品・事業化への取り組みについて、本市の技術開発助成制度、兵庫県のCOEプログラム推進事業及び平成16年に経済産業省の地域コンソーシアム研究開発事業に採択されている。

また、同センター導入機器を活用したドライコーティング技術の産業分野への活用や、ロボット機能部品の開発について、地域企業による製品試作・開発型研究会活動を推進しており、最近では、次世代合金として注目されているマグネシウム合金についての研究会を立上げ、地域独自技術・製品の開発に向けた支援を行っている。

産業用ロボットの出荷台数並びに稼働台数で世界のトップである日本において、メーカー間の互換性やパーツの汎用性といった問題から、性能の飛躍的な向上や劇的な価格の低下の実現が難しいという状況の中で、ロボット機能部品の開発に係る研究会では、ロボット本体の開発では大手メーカーには到底及ばないものの、地域企業の持つ得意分野や独自技術を活用した、高性能ロボットハンドなど汎用性の高い機能パーツを開発することができれば、将来のロボットビジネスでの機能性部品の供給基地としての地位を築くことも十分可能であると考えている。現在の同研究会への参加企業は、一般機械

器具、金属製品、精密機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具製造業など、本市のものづくり産業を象徴するメンバー構成となっており、これに工業高等専門学校や研究機関からの参画を得て活動を進めていく。

こうした技術支援活動はいずれも、本市製造業の特色である金属製品製造業や一般機械器具製造業の持つ潜在力を引き出し、積極的に活用することで、これからの産業発展の方向性にも柔軟に対応できる、地域企業の育成を図るものである。

今後も、地域企業の技術力向上支援を通じて、地域産業の高度化を目指していくものとする。

(2) ものづくり人材の育成と地域雇用の促進

わが国の産業界においては、戦後の経済成長を支えた、いわゆる団塊の世代が今後順次定年に達していくこととなり、ものづくりに係る熟練工の技術やノウハウの継承が緊急の課題として挙げられている。

優れた技術を有する中小企業が集積する本市においても、技術の伝承による企業競争力の維持、向上は重要な課題であり、市内製造事業所を対象とした意見聴取でも、今後の技術力向上への取り組みについて、「技術者の社内育成に力を入れる」という意見が、最も多い意見の一つとして挙げられている。

しかしながら、中小企業においては、社内での人材研修に取り組むための時間的、経済的な余裕のないのが現状であるため、本市では、ものづくり支援センターを活用した、「ものづくり塾」等の人材育成支援事業によるバックアップを行うとともに、小中高校生を対象とした「ものづくり体験教室」、優れた技術者を表彰する「ものづくり達人顕彰制度」を通じて、ものづくりの素晴らしさ、重要性について、広く社会への啓蒙にも取り組んでいる。

また、厳しい経済環境の中で、企業の人材投資が減少しているとともに、事業所の転出、閉鎖といった現状から、本市における有効求人倍率は、全国平均だけでなく、兵庫県域全体の平均をも下回る状況が続いている。

さらに、若年層の高失業率が続いているという問題や、リストラによる中高年層の失業者の増加など厳しい雇用情勢が継続し、まちの活力喪失にも多大な影響を与えている。

こうした問題の解決に向けた施策として、公共職業安定所等関係機関との連携による若年就業支援や、既存企業の活性化による雇用促進策の一つとした第二創業支援、また求職と求人をマッチングさせる施策などの、さらなる取り組みが求められている。

(3) 企業立地の促進

産業都市として発展してきた尼崎市では、事業所の過度の流出により、ま

ちの活力喪失に多大な影響を受けている。

そうした中、工場等制限法の廃止や製造拠点の国内回帰など、工場等を取り巻く環境に変化が見られ、平成 15 年度には企業の新規立地などを担当する組織を新設し、経済団体を始め関係機関等との連携を密にし、工場適地の情報提供や新規産業の立地誘導等に積極的に取り組んでいる。

こうした取り組みの実効性の確保として、事業所等の新規立地や建替・増設などを行う企業に税制上の優遇措置を設ける、「尼崎市企業立地促進条例」を平成 16 年 10 月に制定した。

最近の市内企業の動向としては、大手ガラス製品製造事業所において大規模な設備投資を行い、液晶やプラズマディスプレイ用の高機能ガラス基板の製造ラインを建設し、その中核製造基地とする計画が進んでいるとともに、新たな企業立地の例として、松下プラズマディスプレイ社による世界最大規模のプラズマディスプレイパネル工場が平成 17 年 11 月の操業開始を目指して現在建設中であるなど、本市においても、製造拠点の国内回帰の動向の一端がうかがえると言える。

また中小企業でも、液晶パネルの大型化に対応する大規模な研削、研磨設備を導入するにあたって、市内の新工場に設備投資を行う企業があるなど、基盤的技術であっても、今後成長が期待される先端産業に関連する分野において、その優れた加工技術を活かした事業展開を進めている。

このような企業動向に対応すべく、「尼崎市企業立地促進条例」を一つの手段として、企業の新規立地、既存事業所の増設・建替による産業の活性化、さらには企業の市外移転を防止するための立地施策を具現化することにより、「雇用の創出」、「税源の涵養」、「関連産業への誘発効果」、ひいては市民生活の向上を目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今回、構造改革特別区域として認定申請しようとする移転促進地域は、市域の約 3 分の 2 にあたる内陸部に位置している。

この地域では、本市製造事業所の約 8 割が集積しており、まさに本市のものづくり産業を支える中心地である。

しかしながら、移転促進地域である内陸部においては、都市計画上の用途地域である工業地域を中心に、多数の製造事業所が立地しているが、これまでの工場等制限法などによる規制によって、市内での事業拡大が困難を極め、市外への移転を余儀なくされてきた。

また、工場移転後の跡地には、大阪や神戸といった大都市への交通至便なこ

とから住宅が進出し、住工混在による工場の操業環境の悪化を招いている。

今回制定した「尼崎市企業立地促進条例」では、企業立地の誘導については基本的に全市域を対象としているが、本市まちづくりの方針の一つである「尼崎市住環境整備条例」に基づく住居系指向地域（長期的に住居系の土地利用を目指す工業系の地域）への製造業の新規立地を制限するなど、工業都市として発展してきた本市にふさわしい「工場と住宅が共存するやさしいまちづくり」を目指している。

したがって、今後移転促進地域を中心に、特に集積の活用と促進を図ろうとする産業は、本市産業の特徴である一般・精密機械器具製造業や金属製品製造業が持つ技術の交流を活かせるような、環境・新エネルギー関連、情報通信、医療・福祉分野など今後成長が期待できるものづくり産業を想定しており、こうした取り組みによる産業の振興と雇用の促進を通じた地域の活性化を実現する。

そうした中で、当該計画の実施による具体的な効果としては、平成 14 年度に実施した「尼崎市雇用動向調査」の結果から、従業員の不足感について製造事業所の約 3 割が技術職、技能職が不足していると感じており、ものづくり人材の育成支援や第二創業といった新分野進出への支援を効果的に実施していくことで、技術職、技能職といった分野での新たな雇用が見込まれる。

数値にすると、構造改革特別区域内に立地する製造事業所約 1,600 の 3 割である約 480 の事業所において各 1 人の雇用があったとしても、500 人近い雇用創出の可能性がある。

さらに、既存企業の活性化だけでなく、本市への 1,000 m²以上の事業所の新規立地数がここ数年の傾向として年間 3～4 件程度であることから、「尼崎市企業立地促進条例」を活用した事業所の新規立地や新・増設について年間 10 件程度を見込んでおり、一定規模以上の企業の立地は、関連産業への波及効果や新たな雇用の創出が期待される。

このように、雇用の創出といった点での効果に加えて、本市における技術集積の連携、交流を促進することによる地域経済の活性化など、ものづくりのまちとしての再生に向けて積極的に取り組んでいく。

8 特定事業の名称

移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業（1141）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) ものづくり技術開発の支援

本市に集積している一般機械器具ならびに金属製品製造業を中心としたものづくり企業が持つ優れた技術とその潜在力を引き出すことによって、一層の技術力の高度化を図るとともに、次世代の人材に対する技術の維持・継承を図る。

高精度・高品質で適用性が広い精密微細加工技術の確立

レーザ等の先端加工技術を活用した次世代ナノテク技術・製品等の開発
先端加工装置、3次元CAD、CAE技術等による加工技術の高度化

産業人材育成のための各種技能講習の実施（ものづくり塾等）

(2) 産学連携や企業間交流等による新たな価値の創出

産学公ネットワーク協議会による産業技術短期大学、大阪大学、神戸大学等との技術シーズ交流会の実施

大学や研究機関が保有する技術シーズと地域企業のマッチングを図り、異業種が得意とする技術、技能、ノウハウ、ネットワーク等を巧みに組み合わせることにより、新製品開発等の事業展開が図れるように世話役的機能を担う、コーディネート機能の強化。

今後成長性が高いと見込まれる、新素材、新技術をテーマとして、地域企業による研究グループの構成を支援し、企業間交流を促進することで、地域独自技術・製品の開発を目指す。

地域に多数集積している試験研究機関の実態を把握し、ネットワークを構築することにより、地域企業との交流による、新たな産業の創出を図る。

(3) 新産業・新事業の立地促進

尼崎市企業立地促進制度による製造業や先端産業分野の、新・増設、建替、市内間移転を支援し、市内での投資を促す。固定資産税、都市計画税、事業所税の軽減措置。

尼崎市企業立地促進制度の認定を受けた事業者に対する、事業所の新増設等に係る資金調達支援融資制度の創設。

ベンチャーやSOHOなどの起業家の新規立地を支援する、オフィス賃料助成や各種ベンチャー支援セミナー等の実施。

地域中小企業が新たな技術や市場に進出し、事業の発展・変革を目指す第二創業を促進するための融資制度の創設。

別 紙

1 特定事業の名称

1 1 4 1 移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

尼崎市

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

産学連携や技術力向上支援による、地域ものづくり産業の高度化と外部からの新規産業の立地促進策、ならびに既存工場の市内での投資を促すことによって、地域経済の活性化と雇用の促進を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 過去五年間における当該構造改革特別区域内に居住する求職者の数に対する当該構造改革特別区域内に所在する事業所に係る求人の数の比率（以下この号において「地域求人倍率」という。）の月平均値が同期間における全国の求職者の数に対する求人の数の比率の月平均値以下であり、かつ、過去六箇月間において地域求人倍率が急激に上昇する傾向にないこと。

ア 過去5年間における地域求人倍率

H12年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全 国	0.51	0.52	0.54	0.56	0.56	0.59	0.60	0.61	0.62	0.64	0.65	0.65
尼崎市	0.35	0.38	0.40	0.34	0.30	0.31	0.33	0.35	0.38	0.42	0.41	0.43
H13年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全 国	0.65	0.64	0.63	0.62	0.62	0.60	0.60	0.58	0.57	0.54	0.53	0.51
尼崎市	0.47	0.48	0.46	0.41	0.35	0.36	0.37	0.38	0.40	0.39	0.35	0.32
H14年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全 国	0.51	0.51	0.52	0.52	0.52	0.53	0.54	0.54	0.55	0.56	0.57	0.58
尼崎市	0.33	0.35	0.35	0.33	0.32	0.32	0.33	0.35	0.37	0.41	0.44	0.42
H15年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全 国	0.59	0.60	0.60	0.60	0.61	0.61	0.63	0.64	0.67	0.70	0.73	0.77
尼崎市	0.46	0.49	0.47	0.40	0.39	0.36	0.44	0.44	0.51	0.55	0.57	0.56
H16年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	月平均
全 国	0.77	0.77	0.77	0.77	0.80	0.82	0.83	0.83	0.84	0.88	0.92	0.63
尼崎市	0.56	0.60	0.63	0.56	0.56	0.61	0.64	0.67	0.69	0.74	0.76	0.44

(尼崎公共職業安定所より資料提供) * 全国は季節調整済み

イ 過去6ヵ月間における地域求人倍率

有効求人倍率	H16.6	H16.7	H16.8	H16.9	H16.10	H16.11	平均
全国	0.82	0.83	0.83	0.84	0.88	0.92	0.85
尼崎市	0.61	0.64	0.67	0.69	0.74	0.76	0.69

(尼崎公共職業安定所より資料提供) *全国は季節調整済み

上記表のとおり、過去5年間ににおける尼崎市の有効求人倍率の平均値は0.44となっており、全国の0.63よりも低いこと、また、一時期に比べて改善傾向にあるとはいふものの、平成16年11月の有効求人倍率が全国は0.92倍であるのに対し、本市は0.76倍となっており、過去6ヵ月間を見ても同様の傾向が続いていることから急激な改善は見込まれない。

当該申請に係る構造改革特別区域と当該申請に係る構造改革特別区域以外の区域も管轄している公共職業安定所の管轄区域の有効求人倍率について、これらの地域の雇用の状況が実態的に同じような状況にあって、当該構造改革特別区域の有効求人倍率にかえて当該管轄区域の有効求人倍率を使用しても当該構造改革特別区域の雇用の状況を説明することと同じであることについて

上記に示した有効求人倍率については、当該申請に係る構造改革特別区域のみの数値ではなく本市全体のものであるが、当該構造改革特別区域が全市域の約3分の2を占めていることや、全製造事業所の約8割が当該構造改革特別区域に立地している等の本市の実情を踏まえて、上記の数値をもって当該構造改革特別地域の雇用の状況として差し支えないものと考え

	構造改革特別区域	尼崎市全域	市全域との比率
事業所数	1,703	2,108	80.8%
従業員数	26,381人	44,608人	59.1%

(平成12年工業統計より)

- (2) 工業の集積が有する機能を活用して事業者の交流又は連携による地域経済の活性化を図ることにより当該構造改革特別区域において雇用の機会の創出が見込まれ、かつ、そのために当該地方公共団体が必要な施策を講じようとしていることについて

産業都市として発展してきた本市では、事業所の流出はまちの活力喪失にも影響しているという状況を踏まえ、平成 6 年 3 月に策定した「新たな尼崎産業の長期振興ビジョン」(～平成 22 年頃)や平成 12 年 12 月に策定した「尼崎市第 2 次基本計画」(～平成 22 年度)に基づき、「ものづくりの促進」「魅力あふれる商業の創出」「多様で新規性のある産業活動の促進」に向けた産業施策を進めている。

また、今後特に重点的に取り組むべき地域経済活性化のための施策の方向性を掲げ、これに沿った産業振興施策に取り組んでいくこととしており、平成 15 年度には企業の新規立地などを担当する組織を新設し、工場適地の情報提供や新規産業の立地誘導を促進すべく、経済団体を始め関係機関等との連携を密にするとともに、平成 16 年 10 月には「尼崎市企業立地促進条例」を制定し、市外からの新規立地だけでなく、市内間移転、増設等による事業投資(家屋、償却資産)にかかる固定資産税や都市計画税、事業所税を軽減する制度を構築するなど、ものづくりのまちとしての再生に向けて積極的に取り組んでいるところである。

本市全域が、移転促進地域から除外されることにより、本市に集積している高い技術力を有する企業の集積メリットを活用することで、これらの高度技術の集積と企業間、研究機関のネットワークや大都市圏に位置するインフラ上のメリット等を活かし、移転後の工場跡地等への企業の新規立地を促進することなどによる新たな雇用の創出が期待できる。

そこで、本市の特性である市内の技術集積や人材の蓄積を活かし、以下の項目について特に重点的に取り組み、地域経済の活性化や雇用の創出を通じて、まちの活力再生に繋げていくことを目標とする。

ものづくり力の高度化

- ・地域企業のものづくり力の向上やものづくり人材の育成を支援する「ものづくり支援センター」の機能強化
 - ・ものづくり産業の新分野進出や新規創業への、技術面、資金面、経営面など多角的な支援制度の強化(技術アドバイザー派遣、製造業と卸売業、流通業とのマッチング事業、地域金融機関との連携による地域特性に合った新たな融資制度の創設など)
 - ・産学連携の促進を図るため、これまでの技術面での交流だけでなく、経営やまちづくりの観点からの交流を促進する
- #### ものづくり人材の育成と地域雇用の促進
- ・大学等の教育機関と連携した産業人材育成プログラムの構築
 - ・市内産業支援団体との協同による雇用促進事業の強化

企業立地の促進

- ・市内に試験研究機関が多数立地している特性を活かし、これら機関のネットワークの構築と、新たな産業の創出を図る
- ・国内外企業の新規立地促進支援（本市の立地優位性などをアピールするとともに、効果的な立地促進策を検討し具体化する）

(3) 移転促進地域から除外される区域の範囲

尼崎市の一部（工業再配置促進法第2条第1項に規定する移転促進地域）

- * 北城内、南城内、東本町1～4丁目、築地北浜1～5丁目、築地本町1～5丁目、築地中通1～5丁目、築地南浜1～4丁目、築地丸島町、蓬川荘園、昭和通1～9丁目、昭南通3～9丁目、神田北通1～9丁目、神田中通1～9丁目、神田南通1～6丁目、御園町、西御園町、建家町、開明町1～3丁目、寺町、東桜木町、西桜木町、汐町、玄番北之町、玄番南之町、西本町北通3～5丁目、西本町1～8丁目、中在家町1～4丁目、北竹谷町1～3丁目、宮内町1～3丁目、竹谷町1～3丁目、南竹谷町1～3丁目、西難波町1～6丁目、東難波町1～5丁目、北大物町、西大物町、大物町1～2丁目、東大物町1～2丁目、久々知西町1～2丁目、久々知1～3丁目、次屋1～4丁目、下坂部1～4丁目、名神町1～3丁目、潮江1～5丁目、浜1～3丁目、神崎町、高田町、額田町、弥生ヶ丘町、善法寺町、常光寺1～4丁目、今福1～2丁目、梶ヶ島、杭瀬北新町1～4丁目、杭瀬本町1～3丁目、杭瀬寺島1～2丁目、杭瀬南新町1～4丁目、長洲東通1～3丁目、長洲中通1～3丁目、長洲本通1～3丁目、長洲西通1～2丁目、西川1～2丁目、金楽寺町1～2丁目、西長洲町1～3丁目、扶桑町、浜田町1～5丁目、崇徳院1～3丁目、蓬川町、大庄川田町、菜切山町、琴浦町、水明町、大庄中通1～5丁目、道意町1～5丁目、道意町6丁目1～5、武庫川町1～4丁目、元浜町1丁目1～8、元浜町2～3丁目、元浜町4丁目1～7、元浜町5丁目1～7、稲葉荘1～4丁目、稲葉元町1～3丁目、大庄西町1～4丁目、大庄北1～5丁目、大島1～3丁目、西立花町1～5丁目、東七松町1～2丁目、七松町1～3丁目、南七松町1～2丁目、南塚口町1～8丁目、大西町1～3丁目、三反田町1～3丁目、尾浜町1～3丁目、立花町1～4丁目、水堂町1～4丁目、南武庫之荘1～12丁目、上ノ島町1～3丁目、栗山町1～2丁目、東園田町8～9丁目、戸ノ内町1～6丁目、東塚口町1～2丁目、上坂部1～3丁目、若王寺1～3丁目、小中島1～3丁目、御園3丁目、口田中2丁目、瓦宮2丁目